

特定秘密保護法案は欠陥法案だ!!

「国民の知る権利」「報道の自由」守るため

民主党は対案5法案を提出

安倍政権の法案では問題多数

民主党は、国民の権利を侵害する恐れがある政府提出の特定秘密保護法案への対案として情報適正管理委員会設置法案、特別安全保障秘密適正管理法案、公文書管理法改正案、国会法改正案、情報公開法改正案の5法案を衆議院に提出しました。各法案の特徴をご説明いたします。

第三者機関設置で 恣意的な情報隠ぺいを阻止

民主党の情報適正管理委員会設置法案は、第三者機関によるチェックを可能とし、当該行政機関の恣意性を排除するため内閣府内に情報適正管理委員会設置します。指定基準は同委員会が作成します。基準非該当の秘密指定を知った秘密取扱者は、同委員会への通知義務を負います。また同委員会は調査、勧告等を行います。

外交・国際テロ情報の適正管理と 「国民の知る権利」尊重を両立

民主党の特別安全保障秘密適正管理法案は、外国との情報を共有する観点から、外交と国際テロに関する必要最小限な情報を「特別安全保障秘密」と指定し適正に保護するというものです。また国の保有する情報は本来国民のものであるとの国民主権の理念にのっとり、国民の知る権利、報道、取材の自由を十分に尊重します。



(衆議院に法案を提出する民主党の担当国会議員)

永久的な情報非公開と 意図的な情報廃棄を阻止

民主党の公文書管理法改正案は、公文書により適正な管理に質するため、情報をいたずらに廃棄せず適切に保存していくためのものです。30年以内に原則公開としています。

情報提供のイニシアティブは国会が握る

民主党の国会法改正案は、両院の議長が副議長の意見を聴き、必要と認めた場合は必要な措置(秘密会)を講じた形で、行政機関の長に情報提供を命ずることができるとするもの。秘密会のあり方などは立法府の決定すべき事項であるため政令にゆだねることなく、国会法で別に規定を新設します。

情報公開制度を抜本的に強化

民主党の情報公開法改正案は、情報公開法を抜本的に強化するものです。情報公開の範囲を拡大するとともに、司法による証拠調べの手続きを導入することにより、情報公開訴訟を抜本的に強化し、公開請求手続きがより確実になるようになります。

安倍内閣「特定秘密保護法案」 50項目の問題点



民主党は、「『特定秘密の保護に関する法律案』に関する論点整理(メモ)」(抜粋下記参照)をまとめました。同メモは、政府案についての問題点を50項目にわたって整理したものです。

民主党代表 海江田 万里

「秘密保護法」制定の必要性

なぜ新規立法が必要なのか。現在の国家公務員法、自衛隊法などの秘密保護法制では、どこが問題なのか。「防衛秘密」、「特別防衛秘密」などの制度で対応できるのではないか。なぜ現行法では駄目で、新規立法が必要なのか。現行法の見直しでの対応を政府は検討したのか。

「特定秘密」の範囲

「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある情報とはどのような範囲か。該当する行政機関は具体的にどこか。安全保障の目的以上に範囲が拡大するのではないか。範囲があいまいで拡張するのではないか。

「特定秘密」の基準

「基準」が政府の恣意で策定されるのではないか。「基準」の妥当性を公平・公正にチェックすることはできるのか。「特定秘密」の指定基準見直しはどう行うか。見直し内容や結果は公表されるか。これらの規定がないのは問題。

個々の「特定秘密」の妥当性・適切性の担保

恣意的・不適切な指定をどうチェックするのか。そもそも「行政機関の長」が全ての特定秘密をどう精査し、指定するのか。実質的には政治の意思は働かず、官僚任せになるのではないか。

「行政機関の長」が「特定秘密」に指定した個別情報が「特定秘密」として適切かを、どう担保するのか。

情報公開法との関係

「特定秘密」が情報公開を阻害しないか。

「特定秘密」の有効期間及び解除

「特定秘密」は永久に秘密になるのではないか。特定秘密指定の有効期間が30年を超える場合には、「行政機関の長」が理由を示して内閣の承認を得る必要があるとされるが、結局は行政機関内部のチェックに過ぎず、恣意的な指定の有効期間の延長への歯止めにはならないのではないか。

国会への情報提供

行政機関の長が国会議員への秘密の開示・不開示を決められることになり、国会審議が事実上、行政機関にコントロールされる恐れがある。

■ 全 文 は

<http://www.dpj.or.jp/article/103516>

